

# 「市・県民税の申告はお早めに！」

受付期間は2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日は除く)

☆3月6・13日(日)は市役所本庁にて申告受付ができません。

申告期限は3月15日(火)

17年度の市・県民税の申告時期を迎えました。申告はみなさんの税額を決める大切な手続きです。申告書は「申告の手引き」などを参考に自分で書いて、お住まいの地区の指定日に申告してください。

☆申告は郵送でも受付します。

混雑緩和にご協力ください

市では、次頁申告受付日程表のとおり市・県民税の申告および、簡易な確定申告の相談・受付を行います。各会場では混雑を緩和するために、対象地区を指定しています。

☆指定日に都合の悪い方は、受付期間内であれば指定日以外でも受け付けます。

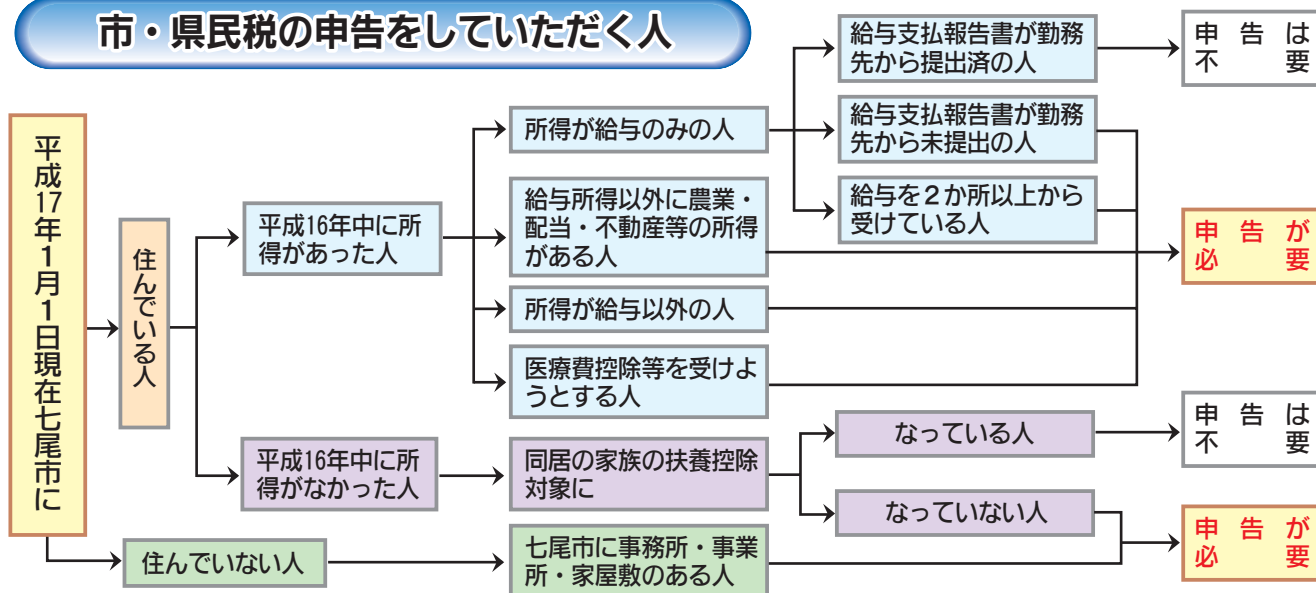
※市役所本庁舎で申告をされる方へ

市役所本庁舎の市営駐車場は、例年、大変混雑いたしますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

## 申告に必要なもの

1. 申告書、印鑑
  2. 平成16年中の所得のわかるもの
    - ① 給与収入・年金収入のある人
      - ・源泉徴収票
      - ・収支のわかる帳簿
    - ② 営業等、農業、不動産所得のある人
      - ・領収書、支払調書等
  3. 国民健康保険税・国民年金・介護保険の領収書、生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の支払証明書
  4. 医療費控除を受ける場合
    - ・医療費の領収書
  5. 保険で補てんされた金額のわかるもの
    - ・障害者控除を受ける場合
    - ・障害者手帳等
- ※①平成16年中に所得のなかった人についても、国民健康保険加入者は保険税の軽減判定等のため申告書の提出が必要です。申告書裏面の記入欄に前年中の生活状況等を記入して提出してください。
- ※②申告書が必要な人で、申告書が届いていない場合は、市役所本庁・各支所、各申告会場に直接おいでください。

## 市・県民税の申告をしていただく人



※税務署に「平成16年分の所得税の確定申告書」を提出された人は、この申告をする必要はありません。